

## 平成19年 第2回定例会一般質問

議長 横尾 武志君

5番、岡議員の一般質問を許します。5番、岡議員。

議員 5番 岡 夏子君

5番、岡夏子、一般質問を行います。本日は、3つの項目についてお尋ねいたします。まず最初に、情報公開とまちづくりについて。最初に町長の施政方針に、開かれた行政の創造として、積極的な情報公開により開かれたよいまちづくりを推進するとありますが、町長にこれまでの芦屋町の情報公開のあり方の検証と、今後の具体的な取り組みをお尋ねいたします。

2番目に、住民参画まちづくり条例の制定に向けた今後のスケジュールと、町民の皆様方への周知など、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

次に、町立図書館の充実について。まず、やはり町長の施政方針に図書館のリニューアルとありますが、このリニューアルとはどのようなものかお尋ねいたします。

そして、本日資料にもしております配付資料の中にもありますが、蔵書数からもわかるように芦屋町の図書館購入費の予算が余りにも低い、このことについて来年度以降増額の検討をお願いしたいと私は思っておりますが、それに対していかがお考えかお尋ねいたします。

次に、いつでもだれでも学べるとする生涯学習の拠点になる図書館の充実に向けて、町民の意識調査などを行い、ボランティア団体や公募による町民の方々が入った住民参画の検討委員会、仮称でございますが、それを立ち上げる必要があると私は思いますが、町長はどのようにお考えでしょうかお尋ねいたします。

最後に、小中学校などの校舎などの耐震性についてお尋ねいたします。学校の校舎は、子供たちが平日の大半を過ごしており、校内の体育館は地震など防災上町民の避難場所にもなっていることから、早急な耐震化に向けた対策が必要です。

文科省が、耐震改修促進法改正に伴い、2006年12月末までに校舎や体育館などの耐震化、耐震性について診断を終えるよう求めていましたが、芦屋町の小中学校の施設に関する耐震化の状況と、改修に向けた計画はどのようなになっているのでしょうかお尋ねいたします。

以上、1回目の質問を終わります。なお、議員の皆様方のお手元の方にお配りしていただいておりますのは、本日の3つの項目についての参考資料でございます。2回目以降の質問で説明したいと思っております。執行部の方々並びに町長の答弁については、簡潔で誠意あるご答弁よろしくお願いたします。

以上で1回目の質問終わります。

議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。町長。

町長 波多野茂丸君 まず、岡議員 1 点目の情報公開とまちづくりについてという中で、  
があるわけですが、  
は関連がありますので一括してご答弁さしていただきたいと思  
います。

情報公開とまちづくりについてという質問ですが、私は行政運営における透明性の向上は今後  
のまちづくりにおいて欠くことのできないことだと強く認識しておるわけでございます。

これを推進するためには、町の情報を積極的に公表していくことが重要であり、これにより住  
民の皆さんとの情報の共有化が図られ、この情報をもとに意見を聞くこともできます。このよう  
に、開かれた行政運営により、住民の皆さんとの協働によるまちづくりを進めていくためには、  
このことを基本理念の 1 つに掲げたものであります。なお、住民参画まちづくり条例についても  
その趣旨は同様でありますので、個々の質問並び具体的な内容などについては企画課長から答え  
ていただきます。

それから、町立図書館の充実についてというご質問でございますが、芦屋町にはご存じのと  
おり中央公民館内に図書館を現在設置しております。今現在、2 階という場所の関係で町民にわか  
りにくく、利用しにくい面があるのではないかと従前より思っておりました。

他町の状況を見ますと、岡垣町が平成 5 年、水巻町が平成 1 2 年、遠賀町が平成 1 3 年に開館  
し、より多くの利用者があるわけでありまして。芦屋町も、財政状況が許せばそのような利便性、  
使いやすい、そしてだれもが利用できるような新しいものとしてつくりたいものなんですが、ご  
存じのように今の芦屋町の財政状況から新しく新たに開館することは非常に困難でございます。  
現在の図書館を、もっと町民が利用しやすいようにリニューアルして行きたいと考えております。

図書館のリニューアルを行うことにより、利便性が増すことで住民の多様化、高度化する学習  
ニーズにこたえることができる、またそのことが町民力、地域力を高め、地域社会の文化を向上  
させ、よりよい学習環境を構築することができるものだと思っておるわけでございます。

以下、中身につきましては所管の方から答えていただきます。

につきましては、所管の社会教育課長の方から答えていただくようにいたします。

以上でございます。

議長 横尾 武志君

社会教育課長。

社会教育課長 内海 猛年君

それでは、今町長がお答えされました 点目のリニューアルの関係の中で、図書館の購入費の  
来年度以降の予算の増というご要望でございます。

芦屋町は、規模的にも小さく、現在芦屋の図書館の中で蔵書のマックスと言いますが、可能な

数が約4万5,000冊程度とっております。19年3月31日現在で、現在の蔵書数4万4,000ぐらいでございます。

それで、予算は年間約200万程度計上いたしまして1,800冊ほど購入し、また同年に約1,300から1,200程度の廃棄をいたしております。そうしますと、年間500程度の蔵書になるかと思っております。

そういう中で、今の規模からいけば予算をとったからといって蔵書がそうふえるものではないのではないかなという気がしております。我々としたしましては、限られた予算の中でよりよく町民の方々の意見を入れながら、希望に沿ったような図書を購入していくことが定めじゃないかなと思っております。

それから、2点目のいつでもだれでも学べる生涯学習の拠点となる図書館の充実に向けた検討委員会等の立ち上げというご質問でございます。

まず、図書館の定義をちょっとご説明いたしますと、図書館法の第2条に、図書館とは図書、記録、その他必要な資料を収集し整理し保存して、一般行使の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体がそれを設置するというような定義づけがされております。

それに、現在芦屋町の町立図書館で行っております活動状況をご報告させていただきますと、町立図書館における活動としましては、図書の貸し出しが主な業務でございます。それに合わせまして、利用者拡大のための広報活動、それから小中学校読書推進協議による児童生徒の読書推進活動の推進、それから乳幼児、7ヶ月健診の折に赤ちゃんや保護者へのブックプレゼントいたしますか、そういうな形でのブックスタートというものを行ってます。

それと、ボランティア団体によります定期的な読書活動、それから読書普及のための各種講座、それと春と秋にはボランティア団体等の協力得まして図書館祭りなどを行い、広く町民に図書館に対しても機会を提供しているところであります。

また、先ほど申し上げました図書の購入に当たりましては、アンケート調査を実施いたしまして、利用者の要望をよりよく取り入れて、購入に当たらせていただいております。

先ほど申し上げました、いろいろな図書館活動を実施する上では利用者の意見を取り入れながら、また学校機関やボランティア団体との協議調整をして活動を推進しておりますし、中間・遠賀4町図書館実務担当者会議を定期的開催いたしております。その中で、情報交換などを行い、よりよい図書館運営に努めているところであります。

また、芦屋町では、社会教育法第15条及び第29条の規定に基づきまして公民館運営審議会、兼社会教育委員を設置いたしております。この公民館運営審議会、兼社会教育委員の職務は、社会教育に関する諸計画を立案することや、教育委員会の諮問に応じて意見を述べること、職務の

ために必要な調査研究を行うというようなものが主な業務となっております。

図書館活動につきましても、社会教育事業として公民館運営審議会、兼社会教育委員の意見をとりながら年間事業を進めておりますし、今後とも図書館活動を含む社会教育事業全般に対しましてこの審議会、委員会のご意見を伺いながら進めてまいりたいと思っておりますので、現在の時点で図書館の運営に関しての新たな組織の立ち上げは予定いたしておりません。

以上です。

議長 横尾 武志君

学務課長。

学務課長 富永 秋則君

小中学校等の校舎等の耐震性について、要旨としまして文科省は昨年12月までに耐震化を終えるように求めていたが、小中学校の耐震化の状況と改修に向けた計画はどのようなになっているのかというご質問でございます。

これにつきましては、国土交通省所管の建築物の耐震化の促進に関する法律、いわゆる耐震改修促進法が昨年6月に改正されたところでございますが、この法律では耐震関係規定に適合しない建物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うように努めなければならないとされています。

学校もこの建物に該当しますので、文部科学省が示します学校施設耐震化推進指針に従いまして、計画的に耐震化の推進を努めるように求められているところでございます。

また、学校施設は町の防災避難場所となっており、耐震診断などの結果によりまして耐震化を図る必要がある施設であります。文部科学省は、県を通じ耐震診断を18年度までに完了するよう求めていましたが、教育委員会では19年度中に国土交通省所管の事業であります住宅、建築物耐震改修等事業で、学校の一次診断調査行おうとしています。

学校施設につきましては、この一次診断とは別に合わせ持って、コンクリートの強度や老朽化、耐震壁の配置などを調べ、どこの学校のどの施設から耐震化を実施すべきかを検討するための耐震化優先度調査も同時に行うことといたしております。

以上の調査を行いまして、その結果をもとに今後は学校施設の改修などを含め耐震化推進のための検討を行って行きたいと考えております。

議長 横尾 武志君

企画課長。

企画課長 鶴原 洋一君

情報公開とまちづくりについて説明をさせていただきます。 につきましては、関連があるためまとめてお答えします。

現在、仮称ではございますが、住民参画まちづくり条例の制定に向けて進めていますが、これは町と、いわゆる行政と住民とがまちづくりに関する情報を共有し、一人一人の持つ知識や感性などが生かされるまちづくりを進めるという基本理念を掲げた条例素案でございます。

この素案では、住民生活に大きくかかわる重要な計画を策定する場合は、住民の皆さんのご意見を積極的に聞いた上で十分な検討をすることを規定しております。

また素案では、町の持っている情報を積極的に公表し、行政運営の透明性の向上を図るとともに、住民の皆さんとの情報の共有化を推進して協働のまちづくりを目指すものでございます。

次に、条例とは別に、広く意見を求める方法といたしましてパブリックコメント制度がございますが、これについては既に要綱を策定して全庁的に進めていくことにしています。

次に、1番のところ、これまでの検証ということでございますが、情報の公表については全庁的に推進するための物差しがございませんでした。今回、その物差しを策定し、それに沿って各所管における事務を行っていくため、その基準づくりをするというものでございます。

基準の1つにつきましては、この住民参画まちづくり条例の制定でございます。2つ目は、広く住民の皆さんなどに対してご意見をちょうだいし、行政運営に反映させていこうとするパブリックコメント制度ですが、これについてはその要綱を今年4月施行で定めておりまして、ホームページに掲載をしております。

次に、周知ということのご質問がございますが、住民参画まちづくり条例の素案につきましては、既に19年3月1日号の広報あしや及びホームページでその素案のほぼ全文を掲載してパブリックコメントを実施していますので、一定の周知は図られているものと考えております。

また、条例案の議決が得られますればこれを公表、周知を行いまして、町長の方針に従い、開かれた行政を進めて行きたいと考えております。

最後に、の今後のスケジュールということでございますが、条例案につきましては9月の定例会へ提案する予定で現在事務を進めております。また、施行につきましては、20年4月1日施行の予定でございます。

以上で説明終わります。

議長 横尾 武志君

岡議員。

議員 5番 岡 夏子君

2回目の質問を行います。まず、情報公開とまちづくりについて、これも私2項目質問項目を分けておりますけれども、一緒に関連しておりますので質問いたします。

先ほど来、町長と企画課長の方での説明によって、まさしくその9月議会に上程されようとしている住民参画条例の目的そのものが町長の施政方針にも上げられ、みずからも今説明されたと

ということでは理解はいたしました、私1番目の、全く最初の1番目の質問に、できれば町長にこれまでの芦屋町の情報公開のあり方がどうだったのか、そのことの検証をいただきたく質問に上げてと思いますが、そのことを改めてお尋ねいたします。

議長 横尾 武志君

町長。

町長 波多野茂丸君

これまでの検証を私にということですが、いたしておりませんのでお答えできません。

議長 横尾 武志君

岡議員。

議員 5番 岡 夏子君

いたしておりませんということは、とにかくこの町民と、いわゆる行政と町民、あるいは行政と市民との協働、本当この言葉はもう何年も前から使い古されてますし、私自身も常々確かに使っております。

しかし、今回の選挙で新町長になられた波多野町長に対して、私も施政方針あるいは公約などを読ませていただいたときに、これまでの町長と違うなというのを言葉の端々から感じておりました。

ですから、これまでの町の情報公開のあり方にいろいろ問題があるということですからそういう文言になったのではないかと期待して聞いてはありましたけど、ないということですので、では私の方から2つの方向からお尋ねしたいです。

1つは、みずから公表される町の政治のこと、いわゆる町政のことですね。そして2つ目は、町民が求める情報公開について、この2つの観点からお尋ねいたします。課題を申し上げます。

1つには、先ほど来、いわゆるいろんな新しい計画ないしは新しい条例、特に住民参画条例などに関してパブリックコメントを行ったとおっしゃる、そういうことも含めたみずから公表されるその情報公開がどうかということでは、町の広報誌などに、いろんな案内も含めて重要なこともたくさん公表されたり発信されたり案内されたりしてありますが、この町報これが結構いわゆる町民の皆様方に聞くと読んでないと。

それは、もちろん読まない方が悪いのかもしれないですが、私でももうこのごろ老眼が必要になってきますと字がとにかくこう読みづらい、いわゆる字もちょっと小さい、細い、そういう意味ではまあ近隣の町報など見てみますと、カラーになった立派な物もありますが、カラーにしてくださいとは申し上げません。

ただ、本当にこう町民が見てわかりやすい、もちろん内容もそうです。そういうなことでは、課題が残るのではないかとそういうことで、少なくとも町民の方々に何らかの形でそういう町報

についてご意見を、これまで聞かれてるかどうかということも含めてちょっとお尋ねしたいんですが、それとあと先ほど来出てますパブリックコメント、このパブリックコメントを広く町民に意見を聞くことというふうに説明はされましたけど、このパブリックコメントの要綱もホームページで公表してます。

ですが、このホームページをどれだけの人が果たして開いているのか、あるいはそのパブリックコメントが本当に理解できているのか、そして肝心なパブリックコメントを求めたときにどの程度の意見があるのかということでは、すごい私もこの間ほとんどパブリックコメントは出してきましたが、極端に少ないという印象はぬぐえません。

特に、住民参画条例に関しましては、本当に策定委員会がボランティアで町民の方が入られて、いろんなこう中断も入りながら数年かけて市民案として出されたもの、行政案として出されたもの、それは承知しております。とにかく、あれをそのまま出してどれだけの方がご意見くださるのかなと。

私自身も、本当選挙期間中でしたので、私の場合はこうやって議会で申し上げることができませんのでご遠慮しておりました。後で、ちょっと行政の方に尋ねて見ましたら、これ間違いであったら訂正してください。どなたもいらっしゃらなかったというふうに聞いております。

このパブリックコメントの要綱を設けた、だからそれをホームページに公表してますよ、それでいいのかということも本当に検証していただきたいと町長に切にお願いいたします。

それと、行革、第3次行政改革委員会、行政改革の中にいわゆる集中プラントかそういうの中にあっただんですが、まず17年度から5年計画で行われてる、そのことをわかりやすく説明する、これは確かに理念などを広報にいっとう最初、わかりやすいかどうかということではかなり行政用語がいっぱい入ってございましたけれども、一たんは公表されました。

その後、年次ごとでも、これ私議会でも申し上げましたけれども、年次ごとに何らかの形で公表してほしいと。それが、ホームページに掲載されてるからそれでよしということ、そういうことが本当にいいのかどうか。

それと、1つこれは私の委員会のところでもありましたので直接聞いてはおりますが、まだいまだに少なくとも広報でも公表されてませんし、たしかホームページでも公表されてない、1つ聞きたいことがあるんですが、行革の、先ほど言いました重点推進項目の中に福利厚生事業、役所の職員の方、町長以下皆さんが入ってらっしゃるこの厚生会のですね。この厚生事業に関して、これには住民の理解が得られるよう点検見直しを図ります。また、福利厚生事業の実施状況などを公表しますて書いてあるんですね。

これ、私毎回私の委員会のところで、これ17年、18年が過ぎて今19年度になってますが、この公表はどういった形で公表されてるのかいまだに回答いただけてません。

それと、前回の3月議会で、その時分は前任の町長でしたから町交際費の公表に関しまして、ホームページで4月分から公表しますというお答えをいただいて、時折私もきょうは載ってるだろうか、あしたは載ってるだろうかというふうにチェックはしてみますが、今度新しく波多野町長になられました、その町交際費の公表についてどうなっているのか。そこら辺の疑問が解消されておりませんし、そういうことが私にとっては課題です。もし、お答えできるものがあればなるべく簡潔にお答えいただきたいと思います。

議長 横尾 武志君

町長。

町長 波多野茂丸君

非常に多岐にわたっての質問で、非常に聞く方に見たら非常にこう整理しにくいんですけど、先ほど来本日一般質問たくさんいただいておりますが、私のいろんな施策、いろんな等につきましては、何度もお話しますように今所管の課長さんに配付しております、そして6月、それから7月にかけてヒアリングを行って、そのいわゆるどうなのかということについて行うというふうで再三申し上げておるわけございまして、岡議員の質問は前からの引き続きの質問が多いわけございましてどのように答えていいかわからないんですが、まず一番わかりやすいのが町長交際費の公開ですかね。

これ、私も議員の席おりました確かに前鈴木町長が4月1日から公開いたしますということをお約束されておるわけございまして、そのことはどなたが町長になろうとこの議会でお約束されたことございまして公開するつもりでおりますが、ちょっと私もよくわかりません。どこでどの場でどの課がどういうふうで処理するのかというのがよくわからないので、今現在やっているのかどうかというのも把握しておりません。

以上でございます。

議長 横尾 武志君

総務課長。

総務課長 嵐 保徳君

岡議員の今の町長の交際費でございます。既に、本年4月からきちんとホームページで公表しております。もしお尋ねしていただければ、見方の問題はあろうかと思いますが、ホームページのトップページに交際費という項目で、毎月月ごとに集計した分を更新するようになっております。

以上でございます。

議長 横尾 武志君

岡議員。

議員 5番 岡 夏子君



昨日も見たんですが、私の開き方が悪かったのか見にくかったのか、それはまた確認します。

町長に、いろいろ本当に多岐にわたって聞いたというようになってしまったことはちょっと私の質問の仕方が悪うございましたが、いずれにしてもそういう課題が私的にはあるということで町長も頭に入れていただきたい、そのことでまず町から出す情報の公表について、私はそういう課題をとらえてますということを申し上げます。

それと、もう1つが、先ほど来皆様のお手元にお配りしてます資料の一番表紙裏の資料1というところに関して、いわゆる町民の方が町の情報について開示をしてくださいという、そのためにいろんな施策をこう並べてある、いわゆる法令的なのも含めて請求の仕方とか、それが情報公開条例というものだと思いますが、これに関して一番下に書いてあるように議会の情報公開と政治倫理の確立度ランキング制定委員会、この情報、中身は昨年3月31日現在、昨年度末の調査の分で、発表が昨年の7月にされてます。

この団体なりこの調査というのはもう10年以上続いてまして、ここでは専門の弁護士、あるいはその条例関係に詳しい憲法学者ないしはいろんな市民オンブズ団体とかそういう方々が入った委員会で、毎年新聞報道などでいわゆる公表されてるものです。

それで、先ほど来言いますように町民がじゃあ情報公開しようと思ったとき、どの程度の公開度、あるいはその使いやすさかというのがこのランキングでして、この時分ではもう合併とかそういうの関係もありまして、68団体あるうちの58番目、これは見てわかるように点数が52点、C、ところがこれがどうしてこういう内容なのかという資料がついてないので、つけるとなるとまた膨大な量になるんですが、いずれにしてもこの情報公開ランキングというのは個人情報保護条例、あるいはけさほど政治倫理条例などがかなり出てきましたけど、この3つがセットになって毎年公表されているものです。

それで、今回私がちょっとテーマにしましたこの情報公開ということで、これだけピックアップしておりますが、ちなみに政治倫理条例けさほど来出てますあれは15年4月から改正されて、順位が、政治倫理条例の順位はちなみに、もちろん昨年末の点検では県下5位でして点数が89点です。

そして、個人情報保護条例これもおとし新しくできたということでは、80点という点数で9位、それに比べてこの情報公開条例のランキングがすこぶる低いということでは、ちょっと1つ2つ特徴言いますと、まず最初に条例の目的が知る権利、国民の知る権利というのを明記してあるかしてないかで、これは県ももちろん明記してある中でかなり少ないですね。

ここの場合は、たしか文書を保存しているのを公開するというのが目的というふうな内容になってたと思いますが、知る権利をまず保障すると、そうしますとじゃあこの情報をどうして必要ですかという、いわゆる情報公開請求をする目的というのもここの町にはあるんですね。

これが、知る権利がちゃんと明記されていると、これをとる目的が明らかにもう知る権利ですから、とるのに目的も何も要らないんですね。私ももう何回もこれしてますから、いつも自分で知りたいからとか調査したいからとわざわざ書かなきゃいけないという、こういうちょっと大きな問題を抱えている。

あるいは、もう端的なのがコピーをするとき、写しをいただくときにこういうのもそうですけど、普通でしたら、たしか普通のところではA3まではまあ10円のところもあればA3から20円ということもありましょが、もうほとんど8割7割方は10円です。写しがですね。一番遅かった、全国的には県あたりが2年前、国が昨年当初に10円にしたんですけど、芦屋はいまだに20円なんですね。

そして、これを情報公開請求される方が、他の自治体に比べて少ない。そのことは、運用状況の公表を見たらわかるんですけども、午前中から新町長がおっしゃるように、まずは情報を町民の皆さんと共有し、そしてそのことで町民の理解や協力を得て、そして皆さんとまちづくりを進めて行きたいと。その根底になるこの条例の問題についても、ぜひ今後検証していただいて見直しをしていただきたいということにとどめておきます。

まず、その情報公開とまちづくりについては、1つ施政方針の将来構想の筆頭に上げておられた出前町長室、これも情報公開の1つの積極的な取り組みだと思ってるんですけど、これについてはどのようなことを考えておられるのか、もちろん先ほど来おっしゃってるように今投げかけてる状況だとおっしゃいましたが、町長としてはどのような形を望んでおられるのか、答えていただける範囲で結構ですのでお答え願います。

議長 横尾 武志君

町長。

町長 波多野茂丸君

このことは答えられると思うんですが、私の一応自分の計画、頭の中では区単位、結局自治区ありますが、自治区単位で私は行いたいと思っておるわけでございます。

小学校区単位に公民館あるんですが、それではこまめないわゆる情報収集というか、いろんな情報提供できないと思っておりますので、スケジュールの許す限り、そして私のいわゆる10項目のいろんな目標というかそういうことがある程度でき上がりましたならば、今からいろんな問題抱えております。

そのことについて、自治区の公民館単位で行いたいと私は思っておるわけでございますが、そのことにつきましてもいろんな諸事情で私も内部の、いわゆる庁舎内の事情まだまだわかりませんので、そのこともヒアリングして決めて行きたいと思っております。

以上でございます。

議長 横尾 武志君

岡議員。

議員 5番 岡 夏子君

もう1つ、最後の質問にしたいんですが、住民参画条例のスケジュールのところで一応9月に議会に上程して、来年の4月以降施行というふうなスケジュールをおっしゃいましたが、先ほどのパブリックコメントのことについてはどなたもいらっしゃらなかった事実は間違いございませんかね。それを前提に質問しなければなりません。

議長 横尾 武志君

企画課長。

企画課長 鶴原 洋一君

パブリックコメントでは、ご意見の提出はございませんでした。

以上です。

議長 横尾 武志君

岡議員。

議員 5番 岡 夏子君

とにかく、本当に住民参画条例はやっぱり住民が直接かかわるシステムとして重要なことですし、それが使われるかどうかにかかっていると思うんですね。ですから、かなり長く諮りましたし、また多少、改正あたりがどうなるかわかりませんが、とにかくこれは条例がつくるのが目的ではなくて、つくった後の運用、これをどうやって本当に住民参画のまちづくりにしていくか、それが問われている部分だと思えます。

そういう意味でも、9月に上程されてそれが議決を経た後の取り組みについて提案というか要望したいんですが、4月までと言いますと半年しかないんですけれども、とにかくただ町の広報誌に連綿と続くあの内容をどういうふうに掲載されるのか、先ほどのまた問題にも入るんですけど、わかりやすく書くといったときにどのような書き方があるかというのがありますが、ただ公表するだけではなくてフォーラムとかいろいろなこうイベントを通して住民に知っていただく、そういう機会をなるべくとってほしい。

特に、先ほど波多野町長がおっしゃったみたいに、今後その移動町長室を、出前町長室でしたね失礼しました。出前町長室のときに、少なくともこういうふうなシステムになりますからという、そういう最低のルール、ルールといいますかシステムも含めて周知していただくための方法が広報とかそういう単純なものではなくて、なるべくいろんなところで説明ができれば説明していただきたい。フォーラム的なイベントができれば一番いいんですけど、それもまたお金のかかることとおっしゃるかもしれませんが、これができてそのままという可能性がすごくするもので

すから、そのことはどんなふうでしょうか可能性として。

議長 横尾 武志君

企画課長。

企画課長 鶴原 洋一君

もちろん、周知を徹底していかなければと思っております。それと、実際にはやはり各所管の職員の対応です。企画は一応全体の調整はいたしますが、個々のいわゆる住民に対してご意見をお伺いするという作業は各所管になりますので、条例、それからパブリックコメント制度、それをつくることによって一定の基準づくりをするということで、町としての方向性をそこで決めていこうという考え方でございます。周知徹底はいろんな機会を求めてやって行きたいと思っております。

以上です。

議長 横尾 武志君

岡議員。

議員 5番 岡 夏子君

では、これで情報公開とまちづくりについては終わります。

2番目に、図書館の充実についてですが、時間の関係で余りたくさん質問はできませんが、この予算が先ほど課長がおっしゃったみたいに、年間図書購入費は200万だと、たくさん買っても置く場所がないんだと。それは、現場とのところで私が介入するべきことではないんですが、それは本当にそうなのかということも含めて今後私も検証したいと思いますが、いわゆる町長がおっしゃったリニューアルていうことは、もちろんその別棟を建てててということは財政的にも無理だから、リニューアルていうのはいわゆる広くとる、スペースがあれだけ狭いということがネックになっているということでは、リニューアルていうのをもう少しこう日本語で言ったときに、簡単に例えば既存の施設の別な場所にするとかそういうことなんですかね。ちょっとよくわからなかったんですね。

もちろん、普通言う図書館を別個につくってくれとか、私もそのことを言ってるんじゃないんですね充実ということでは、行政の方は、やはり広さがネックだということではその広さをクリアするための言葉なんですか。ちょっとこのリニューアルと、担当行政の方のこの、狭いからお金ももちろんかけられない、本も置かれない、これはどういうふうにされるんですか。私1年前に、ちょうど1年前にこの問題出したんですけれども、いろんな検討はされてるのかまず担当の方にお尋ねいたします。

議長 横尾 武志君

社会教育課長。

社会教育課長 内海 猛年君

まず、町長がことしの選挙の中で公約されましたリニューアルということについて、私の方もこういうふうな考えがあるというものはちょっと今の段階では申し上げられません。これはあくまでも、先ほど町長が申されましたように検討調整しながらやっていくと。

ただ、今の状態では使いづらい部分、やはり町民の方々により多く使っていただきたいということが趣旨でございますので、内容的にはまた蔵書数をふやすことも可能ではないかなと思っております。そうであれば、リニューアルの部分の検討も踏まえて、今言われてましたその購入費の予算計上、この辺も今後検討いたささせていただければと思っております。

以上です。

議長 横尾 武志君

岡議員。（発言する者あり）静かに。

議員 5番 岡 夏子君

きょうの資料の真ん中に、ちょうど年報入れております。これはもう、皆様後で見ただければやはり芦屋の状況がかなり他市町に比べて、蔵書数だけではなくて当然どれくらい登録者がいるか、あるいはどれくらい年間借りているかということは、もうわざわざ言わなくてもかなりけた外れでやはり少ないです。

これはもう、もちろん現場の方々のいろんな努力によってこの数年かなり急増はしておりますが、ただ悲しいかなやはりその貸し出し数、いわゆる登録者数はこの今年度の末ていうか当初で2,800人から3,000に近い数字と聞いてますけれども、それであってもこれに書いてあるように2割足らずなんです。

ほかの自治体がどうかというのは、もう一目見てわかると思いますけれども、そういう意味では図書費の購入だけで、購入費を上げることで問題が解決することでは決してそういうこととは思ってません。

ただ、今回ちょっと質問の方に、町長にもお願いしてるこの予算を上げていただく、いただきたいと思うところにはちょっと根拠がありまして、ちょっとその説明をさせていただきますと、この学校図書館でも公立の図書館でも、先ほど来財政改革、国の三位一体の改革とかいう中で補助金のカットそういう中で、それまで15年度まで図書購入費に関して国から国庫補助としてあったものが、16年度から一般財源の方に、いわゆる一般財源化という言葉ですけど地方交付税のほうに組み込まれることで、結局その交付税が市町村にぽんと来たらその範囲で結局自由にこれ使っていいんですよという、いろんなこれは問題がはらんでるんですけども、そういう中に組み込まれているんですが、質問するというよりもこれは私の方で国の方にお尋ね、国の文科省の方に尋ねたりしてるんですけど、約10万人規模で大体計算されている、いわゆる平均がです

ね、10万人、人口10万人に対して、じゃあそのまに図書館があろうがなかろうが図書購入費というのを、大体2,000万、2,000万円でしたかね、ちょっと待ってください。2,000万、そうですね2,000、毎年2,146万6,000円という、これが基礎になっている数字で一般財源化されていると、そういう説明をしました。

これは、単純に人口按分できませんがざっと、人口按分で計算しても340万ぐらいは来てるんではなかろうかという私の大体仮定の数字ではありますが、このことは文部省に聞いたら、そんなに大きくは変わらないからそれ前後でしょうねという答えでしたけれども、それに対していわゆる実際は平均して200万と。このことで疑問を持ったわけでございます。

それで、一応一般財源化されてるとはいえ、仮にも国から300万、最低300万前後は入っているだろうと私は思ったので、そのことも含めてきょう申し上げようと思っておりました。

ですので、これは本も、例えば200万来た、あるいは300万来たということもありますが、その本が1冊、例えば本当に専門書だったら4,000円、5,000円、どうかすると1万円ぐらいするのがあるかもしれない、それが、今は買えない状態だということを現場の方で聞いております。

200万ですと、先ほど来おっしゃったように年間で1,800冊とか、これは1冊を1,200円から1,500円に計算したときその数字なんですね。ですから、一般書しか買えないような状態という、そういう現場の声も聞いた上で私申し上げてるんですが、このことについては本当に現場の方、あるいは利用者の方がもう少し資料として欲しいような物というのが果たして200万でそろうのか、あるいはその広さだけを問題にして、その金額を上げて場所がないんですよということにはならないと思うのでそれは検討してください。よろしく願いいたします。

それで、最後の3番目の小中学校施設の耐震化について。先ほど、課長より説明がありましたが、昨年度末までにはできなかつたけれども、本年度まずは第1次診断というものを基本的にはしたいと。

それと、学校だけではない町の住宅のそういう構造的な診断をするときに、一緒にできるものというふうに私は今聞こえたんですけれども、それをまず先にちょっと確認したいんですが、いわゆる学校施設だけの診断をされるんじゃないかなったんですかね。先ほど聞いてると、町のいわゆる構造物の耐震化の診断と一緒にみたいに聞こえたんですが。

議長 横尾 武志君

学務、どっちがいい。建設課長。

建設課長 三友 伸一君

では、先ほどは学務課長の方から学校施設についての話がありましたが、現在耐震関係につき

ましてはご存じのとおり法律の中で、昭和56年、1981年5月以前の建築確認を受けたもの、または工事着手をしたものというようなこと、それと法律が改正、耐震促進法が平成17年10月に成立しまして、これが18年1月に施行されております。こういう内容から、町内の建物について1次診断等の予算を現在要求をしているところです。

内容を申しますと、緑ヶ丘の中層ですね、1から12棟まで。鶴松団地A、B、望海団地、丸ノ内団地、幸町団地、浜崎団地、それと学校関係ですね、中学校、芦屋小学校、東小学校、山鹿小学校、それと社会教育関係につきましては中央公民館、町民会館、病院、浄化センター、中ノ浜ポンプ場等、主要施設はほとんどが該当すると思います。そういうものについて、第1次診断を主としてしまして行おうとしております。

以上でございます。

議長 横尾 武志君

岡議員。

議員 5番 岡 夏子君

もちろん、学校だけではない、ほかの公的な施設も診断、あるいはその必要があるということは当然わかっているんですが、今回はちょっと小中学校の施設に関して絞って質問しております。

最後の資料のところの、最後のページの資料3、これがまさしく3月30日新聞、これは西日本新聞でしたけれども、ここに県内の11団体いわゆる耐震化の診断をしていない福岡県下の11団体ということで、これだけ団体名が載ったということで、私もこの記事を見てちょっとびっくりしたというのもありましたし、各保護者の方々も本当にこのことを心配されておりましたし、それで年度的にはもう3月議会も終わってましたので4月以降でということになるかと思っただけなんですが、そうしてるうちに裏の方にも入ってるように、土曜日でしたかね、今度は、芦屋の場合は全く診断をしてないんですけれども、今年度されるということではありますが、診断をして当然それがどういう改修をしなければならぬというものが出てきたら、それをまた財政の問題もありますし計画的に改修の計画書をつくらなきゃいけないということになってますが、これについては文科省のところでは公表するというふうにしてありますが、公表ちゅうのその住民に公表するというふうになっているんですが、芦屋町の場合はその公表についてはどのように考えておられるのでしょうかお尋ねいたします。

議長 横尾 武志君

だれ。建設課長。

建設課長 三友 伸一君

今から予算をそれこそ要求するわけですがけれども、予算計上しまして内容が出てくれば、第1次診断ですから詳細なことは出てこないと思います。1次診断で問題があれば2次診断を行っ

て行きたいと。

その中で、公表が必要であれば当然やっていくということになるかと。まず、第1次診断の結果を見て、第2次診断までやる必要があるかどうか、それを検討して行きたいとそう思っております。

議長 横尾 武志君

岡議員、あと1分。

議員 5番 岡 夏子君

はい。では、この耐震化問題についてはまだ診断もされてないということですので、今後そういうものは出てくると思いますが、親御さんはもう本当にもちろん心配されてるだけではなくて、先ほど来申し上げてるように町民の避難場所、防災時の避難場所でもあるということでは本当に緊急性を持って、午前中から財政問題が指摘されておりますけれども、優先順位としても最優先で計画的な耐震化に向けた取り組みをしていただくようお願いして、私の一般質問を終わります。

議長 横尾 武志君

以上で岡議員の一般質問は終わります。